

# 大栄都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

## 目 次

- 1．都市計画の目標
  - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
  - (2) 大栄町の広域的位置づけ
  - (3) 都市づくりの基本方針
  - (4) 目標とする市街地像  
(骨格形成図)
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
  - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 土地利用の基本方針
    - 2) 主要用途の配置の方針
    - 3) その他の土地利用方針
    - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
    - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
    - 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりに関する方針  
(都市計画マスタープラン図)

## 1. 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向けて多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

### コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

### 個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

### にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

## 循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

## 災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

## 住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

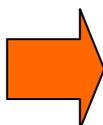
地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)大栄町の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入することとし、都市計画区域の連坦性や近接性を基本に既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、伝統的文化資源の豊富な倉吉市を核とし、農業等を中心とした周辺の町村との調和を図る個性的な魅力の集積を図りながら東西の圏域との交流拠点を担う「中部広域都市圏域」を設定する。

圏域における大栄町の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。

	発展方向	広域的位置付け
倉吉市	中心都市として広域中心機能の充実を図るとともに、圏域内の内外にわたる広域交流都市をめざす。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
関金町	農産物と森林資源の生産機能を高めるとともに、滞在性のある保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	観光農業と保健・保養型のレクリエーション拠点と定住拠点
羽合町	東郷湖羽合臨海公園を中心に活動的な健康増進型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	健康増進型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
東郷町	東郷湖羽合臨海公園の健康増進施設、自然教養施設と観光梨園を活かした保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	保健・保養型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
三朝町	温泉地の多目的健康増進施設や文化施設とその背後に広がる自然的・歴史的景勝地を活かした滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点及び定住拠点の形成をめざす。	滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点と定住拠点
北条町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、地場産品の圏域中心物流拠点及び定住拠点の形成をめざす。	地場産品の圏域中心物流拠点と定住拠点
大栄町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連供給拠点をめざす。また、体験活動型の東大山リゾート拠点及び定住拠点の形成をめざす。	総合的な食品関連供給拠点と定住拠点
東伯町	農産物と加工食品の広域的な供給機能の高度化を図り、関連産業の集積を進め、圏域の食品工業拠点及び定住拠点の形成をめざす。	圏域の食品工業拠点と定住拠点
赤碕町	水産資源の供給機能を高めるとともに、圏域のレクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	水産資源供給と圏域のレクリエーション拠点と定住拠点
泊村	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点をめざす。	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点



### (3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して大栄の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

#### 都市計画における都市づくりの基本方針

##### 心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり

豊かで活力のある大栄を創るためには、社会・経済の変化に的確に対応する心豊かで先見性・創造性に富んだ住民の力が必要であり、住民一人ひとりが生涯にわたって学習や活動ができるように学習基盤を整備し、豊かな人づくりを進める。

##### 健やかで心のかようあたたかいまちづくり

すべての住民が、健康ですこやかな生活を保障され、生きがいをもって暮らせることのできる地域社会を築くことこそ、まちづくりの基本的条件である。人口の高齢化が一段と進行している今日、高齢者が安心して暮らせるような福祉施策を進めるとともに、保健・福祉・医療の連携、雇用・生活環境などさまざまな分野の施策を総合的、かつ、きめ細やかに実施する。

##### 快適でうるおいのある美しいまちづくり

住民が快適で安全な日常生活を営むための生活環境を整備、充実することは、若者の定着化や人口の増加をはかるためにも重要な施策である。

人々の価値観が変化・多様化するにつれ、「もの」の豊かさから、生活の時間的、空間的な「ゆとり」や文化的な「うるおい」に対する欲求が高まり、生活環境の面においても質的な充実が求められており、自然との共生、町並みの保全、景観形成や都市計画などに配慮した生活環境の整備を進めるとともに、住民の生命と財産を守るため、防災、防犯など生活安全施設の整備、充実に努め、住んでよかったと感じるまちづくりを進める。

##### 活力と創意にみちた産業をもつまちづくり

産業の振興は、人口の増加、定着化と密接に関連しており、豊かで活力のある町を築くためにも、力強い産業の振興をはからなければならない。中でも、基幹産業である農業の振興は、最も重要な課題で、厳しい農業をとりまく環境を克服し足腰の強い農業を育てていかなければなりません。

##### 未来に続く明るく豊かなふるさとづくり

大栄を活性化していくためには、その基盤となる土地、水、エネルギー等の限られた資源の有効活用をはかるとともに、IT社会における情報・通信基盤の整備や交流の機会づくりなどを積極的に進め、広域的な交流ネットワークを形成する。

##### みんなで進める明日のまちづくり

めまぐるしく変化する国内外情勢や、住民の価値観の変化に伴い行政に対する住民ニーズも増大かつ高度化・多様化しています。新しい地方分権の時代の下、限られた資源で最大の効果を上げるため、住民参加の行政を推進し、効率的な行政運営に努める。

#### (4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かっての具体的方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

##### 1)都市発展の軸

- ・ 町の北部分に国道 9 号が東西に走り、鳥取県東部と西部をスムーズに結ぶ東西軸を形成していると同時に、中部圏域の広域交流軸をなす。
- ・ J R 山陰本線とほぼ平行の県道羽合東伯線、倉吉市と東伯町を結ぶ県道倉吉東伯線が東西軸を形成する。
- ・ 中心市街地と町南部を県道上大立大栄線、倉吉市と国道 9 号を結ぶ県道倉吉由良線が南北都市軸を形成する。
- ・ 市街地及び集落の連担状況からは県道羽合東伯線を軸とした沿道立地型の低密な帯状の市街地軸とする。

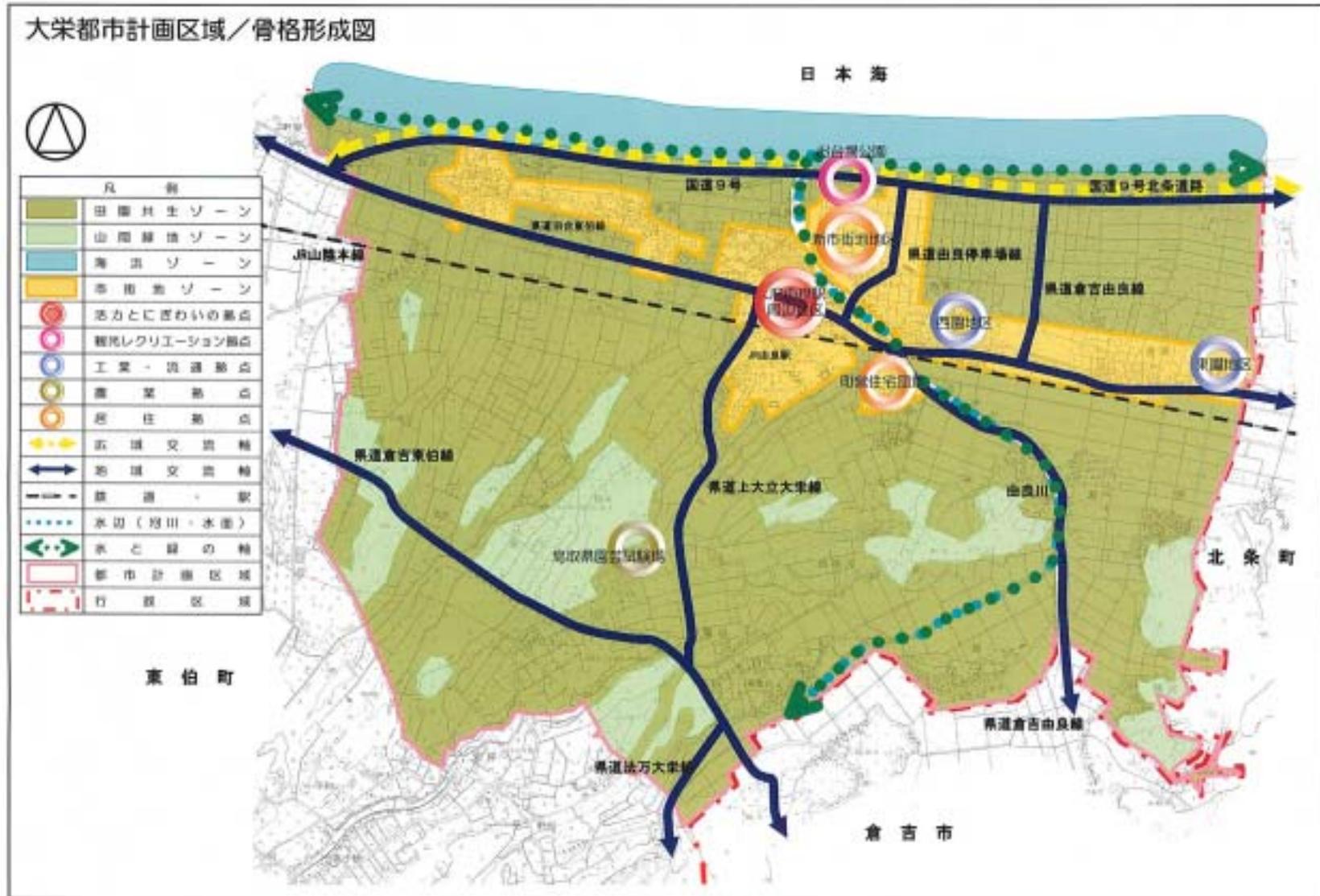
##### 2)都市機能の形成

- ・ 市街地北部にはお台場公園があり、海浜、砂丘地帯の観光レクリエーション拠点として位置付ける。
- ・ 役場、公共施設、商店の立地する J R 山陰本線由良駅北部から北東部及び南部の周辺地区が、活力とにぎわいの拠点を形成する。また、中心市街地東部の西園地区を工業・流通拠点と位置付け、併せて交通の利便性に恵まれる東園地区において工業・流通拠点として都市基盤整備を図る。
- ・ J R 山陰本線由良駅南部の町営住宅団地周辺を居住拠点として位置付ける。
- ・ 中心市街地南部では本町のほぼ中央に、鳥取県園芸試験場があり、鳥取県農業及び大栄農業の拠点である。
- ・ 中心市街地から由良川を越えた一帯を、今後土地利用が実現可能となった時点において、居住拠点として新市街地整備を予定する。

##### 水と緑の軸

自然緑地及び良好な農耕地等の豊富な緑とオープンスペースや由良川の清流と水辺の緑を水と緑の軸として位置付け保全・活用し、市街地と連続する緑のネットワークを形成する。

骨格形成図



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

#### [ 検討事項 ]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

北は日本海に南は大山山麓に挟まれ東西に走る国道沿いに市街地が配置されており、北条都市計画区域及び東伯都市計画区域(ともに区域区分なし)と接している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、農産物加工を中心とした生産により堅調な進展が予想される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

#### 区域区分の有無の判断基準

##### [ 線引き都市計画区域 ]

###### (1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

###### (2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がない。

イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。

線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[ 未線引き都市計画区域 ]

( 1 ) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がある。

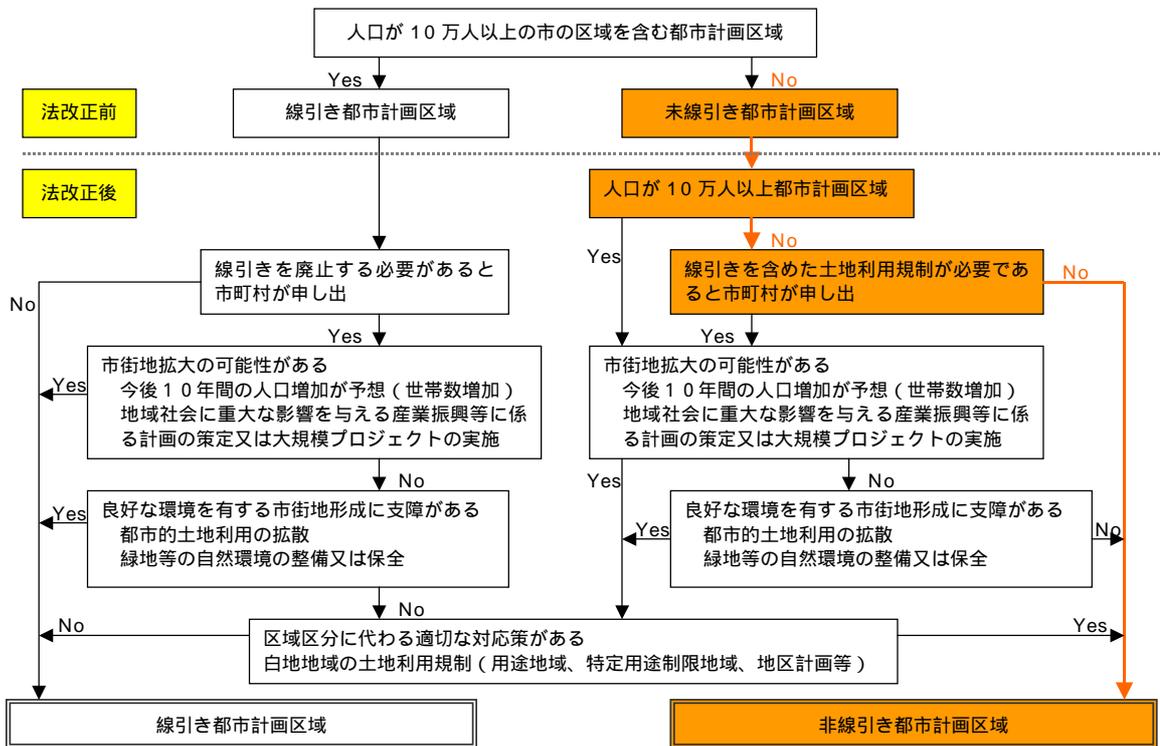
イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。

線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

( 2 ) 線引きを適用しない

( 1 ) で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



### 3 . 主要な都市計画の決定の方針

#### (1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1)土地利用の基本方針

生活と生産の基盤である土地は、現在から将来にわたる住民の貴重な資源であり、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある町の発展を図るため、都市的土地利用と農業的土地利用の明確化を図ると共に、総合的かつ計画的に土地利用を進める。具体的には、倉吉都市計画区域の土地利用の動向と開発計画の展開を踏まえ、市街地として整備する区域を設定する。

J R山陰本線由良駅周辺の由良宿、西園を中心として中心市街地を形成していく。また、大谷、東園、妻波は中心市街地からの圧力を受けつつ、町道や一般県道羽合東伯線に沿って東西に市街地を形成しており、住環境の整備や住宅の開発・誘導により良好な市街地を形成していく地域とする。

##### 2)主要用途の配置の方針

###### 商業地

- ・ J R山陰本線由良駅北周辺及び由良宿を中心にした既成市街地と、一体的な商業地を配置する。

###### 住宅地

###### 既成市街地

商業地周辺地区及び県道羽合東伯線と平行して東西につながる既成市街地及び集落地を位置づけ、居住環境の改善を促進する。

###### 新規住宅地

六尾北団地北部を町営住宅団地として整備を検討する。

###### 工業地

- ・ J R山陰本線と県道羽合東伯線沿線及びそれに隣接する既存工業地を位置づける。
- ・ 雇用の創出として東園地区に新規工業地を配置する。

##### 3)その他の土地利用の方針

###### 文教厚生施設地

J R山陰本線由良駅周辺に配置する

###### その他

###### 水辺地

- ・ 日本海を望む一帯は良好な景観要素として保全する。
- ・ 由良川、日和川を親水空間・緑化等により整備する。

###### 自然環境

- ・ 大栄町林業振興地整備計画に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を図る。
- ・ 市街地を取り囲む森林については、町の環境保全、水源かん養、自然の保全及び景観形成等の機能を有しており、必要な森林を保全するとともに、自然レクリエーション等の多角的活用を図る。

公園・緑地

- ・国史跡お台場周辺を大規模公園として整備する。

砂丘地

- ・北条砂丘景観形成区域に指定されている砂丘地は、良好景観形成要素として保全を図る。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

○地区計画制度の活用

宅地や工場立地を目的として開発または開発が予想される区域について地区計画を定め、目的外建物の乱立を抑制する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

大栄町林業振興地整備計画とは、森林法に基づき平成11年～21年における森林整備の方針や施業のあり方等について定めたもの。

## (2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1)交通施設の都市計画の決定の方針

#### ア．基本方針

道路網の構成にあたっては、各種道路の機能分担を明確に位置づけながら、自動車専用道路、幹線道路、補助幹線道路、主要な区画道路等により、段階的な形成を図ることが必要であり、「人や自然に優しい道」「暮らしを豊かにする道」づくりを進め、親しみとおいのある道路空間を創造する。そのため、高速交通網の整備を促進する。また、円滑な交通を確保するため、日常的に利用する県道及び町道の機能強化を促進する。

- ・本町の幹線道路は歩道幅員が狭く、歩行者にとって安全性が十分ではない。このため、子供、老人、身体障害者をはじめ、すべての人が安心して利用できる快適な道路空間づくりを推進する。
- ・身近な町道を国道や県道とともに一体的な生活道路のネットワークを形成するよう、町道の改良と整備促進を図る。
- ・市街地外郭部を山々に囲まれており、市街地周辺において保全すべき緑地が多く見られみことから、保全すべき緑に対して十分な配慮を行い、自然環境と調和した道づくりを推進する。また、植樹、植花等により沿道計画整備及び豊かな農村風景づくりを促進する。

#### イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

##### 広域交流軸の早期完成

- ・国道9号北条道路の整備促進。
- 南北道路の整備
- ・県道倉吉由良線の未整備区間の拡幅改良（瀬戸～島間）
- 東西道路の整備
- ・県道羽合東伯線の沿道修景、歩道等の整備

#### ウ．主要な施設の配置方針

広域交流軸の整備に伴う交通量の増大、大型車両の流入等に対するため、既存道路を有効に活用し、道路の段階構成の検討を行い、町内外を結ぶ交通ネットワークの形成を図る。

##### 広域交流軸

- ・日本海側の主要都市を高速で連結する国道9号北条道路の整備を促進する。

##### 幹線道路

- ・東西幹線として県道羽合東伯線、南北幹線として県道倉吉由良及び由良停車場線を位置付け、これらの路線の改良及び歩道等の整備を促進する。

## 2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア．基本方針

#### 下水道

住宅周辺生活環境改善とあわせて由良川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を推進する。

#### 河川

- ・既成市街地の浸水防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。
- ・流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水、遊水機能の維持、確保を積極的に進める観点から、流出抑制策を実施するなど、総合的治水対策を進める。
- ・美しいまちづくりと一体的に、生態系に配慮し、ふるさとの川、じげの川として人々に親しまれる河川環境整備計画の策定を進める。

### イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

#### 下水道

- ・平成12年時点の人口普及率(生活排水処理施設)は47.6%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

#### 河川

- ・由良川・前川流域は、広域基幹(中小)河川改修事業による河道拡幅とJR山陰本線橋の改修を引き続き促進する。

### ウ．主要な施設の配置の方針

#### 下水道

- ・町全域に特定環境保全公共下水道事業を促進し、主要な下水道施設の配置を行い町民の生活環境の向上に努める。

#### 河川

- ・由良川中流域は、浸水常襲地域であり、早急な治水対策が重要課題である。そのため重点的に改修事業を促進するものとする。
- ・市街地の骨格的緑地軸をなすものであるため、由良川、前川を河川軸として護岸に自然素材を取り入れ、ポケットパーク、桜つつみ等の工夫を加える等、水に親しめる憩いの場、浸水空間としても活用できるよう整備を促進する。

3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

教育・文化施設、社会福祉施設を始めとするその他の公共施設については、校区単位を基準として、地域特性に応じ、バランスのとれた配置を行い整備を図るものとする。また、供給処理施設は、ごみ、し尿等を適正に処理し、良好な環境を保全するため、収集処理体制、廃棄物の資源化、再利用を促進する。

イ．主要な施設の配置方針

**ごみ処理施設**

人口動態を勘案し施設配置及び整備の検討を図る。

**火葬場**

火葬場については、社会情勢を勘案しながら中部圏域内において配置を検討する。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・土地利用の基本方針を踏まえ地域の実情に応じた区画整理事業等の市街地整備を検討する。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

本区域は、市街地を貫流する由良川等の河川及び市街地を取り囲む山々の樹林地等優れた自然環境を有する都市である。また、区域内には歴史や文化を物語る文化財や古墳、神社仏閣が点在している。これらの自然や歴史、文化等を後世に継承するとともに、健康で文化的な都市生活を営むため、「自然環境の保全」、「レクリエーションの場の確保」、「都市の安全性の向上」及び「良好な都市景観の形成」という4つの観点から、公園緑地等の系統的配置を行い、緑豊かで魅力的な都市づくりを図る。また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

イ．緑地の確保水準

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、現状程度とする。

ウ．主要な緑地の配置計画の概要

**景観保全系の配置**

- ・都市の骨格を形成する緑地の確保や市街地の無秩序な拡大を防止する。
- ・由良川の整備保全を図るとともに、市街地周辺の樹林地の保全を図る。
- ・古墳や神社仏閣と一体となった樹林地の保全を図る。

**レクリエーション系統の配置**

- ・小学校区を基本に、土地利用、都市施設の配置等に配慮した住区設定を行い、人口、誘導距離等を勘案しながら、公園を適正に配置する。
- ・レクリエーション活動の拠点施設として既存のお台場公園及び駅南部のスポーツ施設を位置付け、緑地の保全を図る。

### 防災系統の配置

- ・災害時の一時避難地として公園、緑地を整備し、広域避難地として都市基幹公園を適正に配置する。
- ・幹線道路の歩道や河川敷を利用し、避難地のネットワーク化を図る。

### 景観構成系統の配置

- ・市街地周辺の樹林地や区域を貫流する由良川河畔一帯は、本区域特有の景観を構成しており、緑地として保全を図る。
- ・海岸部の砂丘地は町の重要な資源であり、その保全を図る。

### 総合的な緑地の配置

- ・本区域の緑の骨格である、由良川については、市街地隣接部に河川敷と一体的な施設緑地の拡充整備を促進する。また、市街地周辺の樹林地のうち、リクリエーション利用の拠点であるお台場公園、西高尾ダム周辺公園緑地の整備を図る。
- ・これらの緑地を緑の核として整備保全するとともに、適切な配置と歴史的遺産と一体となった樹林地の保全を行うことにより、体系的な緑地の配置を行う。

#### 4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にとって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

防災対策に関しては、「大栄町地域防災計画」が策定され、火災・地震等の災害に対する具体的な予備計画が検討されており、これに基づいて災害に強い都市構造の形成を図る。

#### 5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

本町の市街地は、由良川をはじめ、豊かな自然に恵まれ、水運、山陰道の宿場町として発展し、特に由良川から望む大山は、良好景観を呈している。また、谷間には道路や鉄道沿いにも農村集落が広がり本町の地域景観を形成しているため、集落特有の景観を創造する。したがって、自然環境の保全と魅力ある都市景観の形成を図る。

都市計画マスタープラン図

